



平成 27 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社エクセル  
代表者名 代表取締役社長 大滝 伸明  
(コード番号 7591 東証第一部)  
問合せ先 取締役経理本部長 太田 勝男  
(TEL 03-5733-8404)

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

これは、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)及び「会社法施行規則等の一部改正する省令」(平成 27 年法務省令第 6 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことを受けて改定するものであります。

なお、改定箇所は下線で示しております。

#### 記

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ①当社は、法令順守及び企業倫理の維持を業務遂行上の最重要課題のひとつとして位置づけ、その達成を目的として、「企業理念 Ex21」並びに「法令順守マニュアル」を制定し、当社グループの取締役及び使用人に順守を求める。
  - ②取締役は、職務執行における法令、定款、社内規則・規程等の順守状況について日常的に相互監視を行うとともに、取締役会において他の取締役の職務執行の監督を行う。
  - ③監査室によるモニタリングのほか、内部通報規程に基づき、法令・定款等に違反する行為や企業倫理違反行為等の内容を会社に通報・相談する窓口を設置し、社内自浄能力の向上を図る。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ①取締役の職務の執行に係る情報については、法令並びに取締役会規則及び文書保存規程に従い適切に保存及び管理を行う。
  - ②その保存については、極力電磁的記録保存を併用して、必要時に随時検索、閲覧可能な体制を構築する。
  - ③取締役並びに監査役は、それらの情報を常時閲覧できる。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ①事業活動・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの他、様々な潜在的リスクの早期

抽出・評価・対策が重要な課題であるとの認識の下、リスク管理に関する規程を制定、運用し、損失発生の未然防止または被害の最小化に取り組む。

②事業環境の変化等に応じて、リスク管理体制を見直す他、債権管理規程や在庫管理規程等の関連規程を定期的に見直し、当社グループの取締役及び使用人にその内容を周知徹底する。

#### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①当社は、社外取締役を選任し、取締役会の意思決定・監督機能の充実を図るとともに、執行役員制度を導入し、業務執行上の意思決定の迅速化と効率化を図る。

②取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。また、全社的に影響を及ぼす重要事項については、経営会議における十分な審議を経て取締役会に付議する。

③業務執行については、業務令、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

#### 5. 当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社は、グループ会社に対する役員の派遣等を通じて、グループ会社の運営を監視、監督する他、監査室が当社グループの内部統制の整備、運用状況を、財務報告の信頼性、業務の有効性、効率性、法令順守の観点から検証することにより、業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。

②当社は、グループ会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社へ適宜報告することを義務付ける。

③当社は、当社グループ全体の中長期経営計画及び年度事業計画の策定並びに当社グループ全体の経営指標の導入等を通じ、当社グループにおける職務の執行が効率的に行われる体制の整備に取り組む。

#### 6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。

#### 7. 前号の使用人の当社の取締役からの独立性及び監査役による当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合には、その使用人の独立性及び指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には監査役会の事前の同意を得る。

#### 8. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、並びに報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

①当社グループの取締役及び使用人は、監査役会に対して、法定の事項のほか、当社

及びグループ各社の経営、業績に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、重大な法令・定款違反行為その他予め定めた監査役会への報告事項を遅滞なく報告する。

また、監査役に報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

②当社グループの取締役及び使用人は、監査役が重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、内部統制委員会等の重要会議に出席する機会を確保する。

また、監査役がこれらの会議に先立ち事前に提供される関係文書、資料を閲覧し、当社グループの取締役又は使用人に追加の説明、報告を求めた場合には速やかにこれに応じる。

#### 9. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに処理する。

#### 10. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①代表取締役社長は、監査役会と定期的に意見交換会を開催する。

②監査室は、監査役と定例的な打合せ会を開催し、相互の監査結果、是正の状況及び監査計画の進捗状況等について情報や意見の交換を行い、監査体制の充実を図る。

#### 11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

①経営者は、組織の全ての活動について最終的な責任を有しており、その一環として、本基本方針に基づき内部統制を整備及び運用する。

②取締役会は、経営者による内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有している。

③監査役は、独立した立場から、内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。

④監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部統制の整備及び運用状況を検証、評価し、必要に応じて、その改善策を促す。

#### 12. 反社会的勢力を排除するための体制

①当社グループは、「法令順守マニュアル」の中で、市民社会の秩序や安全に脅威を与える所謂反社会的勢力及び団体とは断固として絶縁する旨定めている。

②当社は「特殊暴力防止対策協議会」に加盟し、指導を受けるとともに情報の収集を行っており、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合等は直ちに所轄警察署と連携のうえ対応できる体制にある。

以 上